

ひらしん年金友の会 会則

(名称)

第1条 本会は「ひらしん年金友の会」と称します。

(目的)

第2条 本会は会員の健康で豊かな生活を目指し、会員同士及び金庫と相互に親睦を深めるために、コミュニケーションを図る場や情報を提供して会員の充実した生活に寄与することを目的といたします。

(会員)

第3条 本会会員は、枚方信用金庫の本支店で年金受給口座を指定し、公的年金を受給している個人で、所定の用紙により入会の申込をされた方といたします。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を適宜検討いたします。

1. 本会が会員にとって有益であると判断した各種情報提供（年金相談会開催のご案内、旅行のご案内、健康セミナーのご案内等）に関する事業
2. その他の事業

(事務局)

第5条 本会の事務局は大阪府枚方市岡東町14番36号枚方信用金庫業務部内に置くこととします。

(役員)

- 第6条
1. 本会の役員は、枚方信用金庫の理事長及び常務理事とします。
 2. 会長は理事長とします。

(会費)

第7条 会員の入会金及び年会費は無料とします。但し、旅行・イベント等への参加は実費負担とさせていただきます。

(退会)

- 第8条
1. 会員は自己の都合により退会を希望するときは、事務局に申し出て退会することができます。
 2. 会員が年金受給を枚方信用金庫で受けなくなった場合には、自動的に退会といたします。

(雑則)

- 第9条
1. 本会則に定めのない事項については役員会の承認をもって決定します。
 2. 本会則は役員会の承認を得て変更することができます。

(付則)

本会則は平成22年4月1日より実施いたします。

以上